

提出ファイル：赤（ピンク）紙ファイル

令和 9 ・ 1 0 年度(2027・2028年度)
入札参加資格審査申請書提出要領
(県内工事)

上島町役場 建設課

I. 申請書類の提出について

建設工事入札参加資格審査申請書は、建設業法に基づく許可を受けた建設業者で、同法 27 条の 23 の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けているもののうち、令和 9・10 年度において上島町が発注する建設工事の入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書の提出がない者の競争参加は認められませんので、希望者は、次の事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

また、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請をした直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から 1 年 7 カ月の間に限られています。したがって、毎年、町が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から 1 年 7 カ月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要ですのでご注意ください。また、上島町へ経営事項審査の届け出が遅延なく必要であり、届出がない場合は入札に参加できなくなります。

なお、入札参加資格申請書類に事実と異なる記載を行う、また、重要な事実の記載を行わなかった場合は、監督処分や資格停止措置が課されることがあります。

記

1. 受付期間 定期受付：令和 8 年 12 月 14 日（月）から令和 9 年 2 月 5 日（金）まで
随時受付：令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 10 年 12 月 28 日（木）まで
2. 提出部数 1 部
3. 提出先 〒794-2592
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地
上島町役場 建設課 管理用地・契約係 **【入札参加資格申請書在中】**
※必ず、**【入札参加資格申請書在中】**と封筒の表に朱書きしてください。
4. 一般的注意事項
 - (1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。
 - (2) 数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては、該当項目を○印で囲んでください。
 - (3) 年号の大正は T、昭和は S、平成は H、令和は R を用いて記入してください。
 - (4) ※印の欄は、記入しないでください。
 - (5) 上島町は、えひめ電子入札共同システムを導入しており、今回初めて本町に入札参加資格申請をされる場合は、入札参加資格を取得したあと、電子入札に係る利用者登録申請を行い、本町が発行する登録番号とパスワードを取得していただくことになります。

Ⅱ. 申請書類の作成について

1. 建設工事入札参加資格審査申請書記入上の留意事項

法人番号

法人の場合は、法人番号（※）を記入してください。（個人の場合は記入の必要はありません。）

（※）行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項の規定する法人番号。

商号又は名称

個人の場合は商号又は名称のあとに（個）と記入し、法人の場合は企業形態を次の略号により記入してください。

株式会社…（株）、有限会社…（有）、合名会社…（名）、合資会社…（資）、
合同会社…（合）、協同組合…（協組）、企業組合…（企組）

代表者の役職及び氏名

法人の場合には必ず「代表取締役」、「取締役社長」等役職名及び氏名（ふりがな）を記入してください。

1 の欄

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

（参考）

○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 の欄

代表者に代わり、申請内容について責任をもって受け答えのできる方を記入してください。

3, 4 の欄

建設業法上の営業所所在地を記入してください。

5 の欄

この申請書を提出する者が一番最初に建設業法による許可を受けた年月日と直近の許可を受けた年月日を記入してください。

6 の欄

創業後、最初に受けた建設業の許可（登録）、組織変更等の事項を詳しく記入してください。
（法人成り、合併、分割、営業譲渡等があった場合は必ず明記してください。行数が不足する場合は、追加するか、別紙としていただいても構いません。）

7 の欄

創業から申請日までの営業年数を記入してください。（1 年未満の期間は切り捨て）
なお、6 の欄の記入内容との整合性を確認してください。

8 の欄

自己資本の欄は、添付する経営事項審査における総合評定値通知書の「自己資本額」を記入してください。

9 の欄

建設業以外に行っている営業の種類を記入してください。該当がない場合は該当なしと記入してください。

10 の欄

本町では、えひめ電子入札共同システムを導入しており、今回初めて本町に入札参加資格申請をされる場合は、入札参加資格を取得した後、電子入札に係る利用者登録申請を行い、本町が発行する登録番号とパスワードを取得していただくことになります。

※取得されていない場合は、空欄で構いません。

11 の欄

経営事項審査の審査対象建設工事のうち、本町から工事の発注を希望する業種○を記入してください。

12 の欄

建設業許可を受けている業種に○印を記入してください。

13 の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日における役員及び従業員の人数を記入してください。

従業員数のうち、「技術関係職員」の「有資格者」の人数は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する職員数を記入し、「その他職員」の人数は「有資格者」以外で技術関係に従事している職員数を記入してください。

なお、「その他職員」、「事務職員」は、申請者に直接雇用されている常用雇用労働者のみを計上し、出向者や派遣労働者は含めることはできません。

また、従業員数の「計」の人数は、「有資格者」、「その他職員」、「事務職員」を合算した人

■添付書類

記入した従業員数のうち、27の欄に記載されていない者については、次により在籍状況を証明する書類を添付してください。

〔在籍状況〕

- ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写しのいずれか
- イ 社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

14の欄

申請日における満35歳未満の技術関係職員及び女性の技術関係職員の人数を記入してください。（満35歳未満の女性の技術関係職員の場合、両方に人数を計上してください。）

なお、本欄には、申請者に直接雇用されている常用雇用労働者（申請日以前に3か月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを計上し、代表者、役員、出向者及び派遣労働者は含めることはできません。

15の欄

過去2年間（令和6年12月1日～令和8年11月30日）において、国、県、市町、公益法人、愛媛県建設産業団体連合会及び同連合会会員団体が主催する地域貢献活動へ参加した場合に、その活動状況について記入してください。

（例）河川や道路等の清掃活動、環境保全活動、交通安全推進運動への協力、高校生現場実習の受入れ等

■添付書類

該当する場合は、実施機関（主催者）が証明する「様式第2号 地域貢献活動の実績調書」を添付してください。（事業者単独による公共土木施設愛護事業については、当該事業者が実績調書を作成のこと。）

※なお、必要事項が証明されている既存の書類が存する場合は、当該書類により代用することができます。

16の欄

過去2年間（令和8年12月1日～令和8年11月30日）において、大規模災害時における応急対策業務に関する協定等、本町との非常事態に関する協定に基づく応急対策業務を実施した場合に、当該協定の名称等を記入してください。

17の欄

（1）申請日における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況について、該当するものを○で囲んでください。

申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。

■添付書類

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

(雇用保険)

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

(健康保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。

(厚生年金保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

- (2) 「就業規則への育児休業制度の規定」とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条に定義する育児休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。

■添付書類

該当する場合は、労働基準監督署の受付印が押印されている就業規則の写しを添付してください。

- (3) 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定」とは、同法に基づく当該行動計画を策定し、愛媛労働局に届出を行っているものをいいます。

■添付書類

該当する場合は、一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写しを添付してください。

18の欄

建設業労働災害防止協会加入の有無について該当するものを○で囲み、「有」の場合、加入年月を記入してください。

■添付書類

建設業労働災害防止協会愛媛支部長が発行する証明書の写しを添付してください。

19の欄

次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険への加入の有無について該当するものを○で囲み、「有」の場合、保険期間及びてん補限度額を記入してください。

- ① 工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で、第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する保険（工事中・工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。）
- ② 保険期間が1年以上の包括契約（入札参加資格申請を行う全業種について保険期間中のすべての工事を保険対象とするもの）であること。
- ③ 申請日の属する月の初日が保険期間に含まれているものであること。

■添付書類

第三者賠償責任補償保険加入チェックリスト（様式第3号）を添付してください。

※各要件を満たしていることを確認できる資料（当該保険の加入証明書（保険期間、てん補限度額の記載されたもの））、約款の写しなどを添付してください。

20の欄

令和7年4月1日から令和8年11月30日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、受講時から申請日現在まで引き続き在籍している場合、記入してください。

■添付書類

該当する場合は、不当要求防止責任者講習受講修了書の写しを添付してください。

21の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日におけるエコアクション21の認証・登録状況について記入してください。なお、適用範囲に示された認証・登録の対象活動範囲に、入札参加資格申請を行う業種が含まれない場合は、対象となりません。

■添付書類

該当する場合は、（一財）持続性推進機構が発行する認証・登録証の写しを添付してください。

22の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日において、自ら所有又は審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められたリース契約を行っている次に掲げる建設機械の台数を記入してください。（10台以上の場合は、「10」と記入してください。）

- A－① 建設機械抵当法施行令別表に規定する機械のうち経営事項審査で評価される機械
「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクタショベル」、
「モーターグレーダー」
（添付する経営事項審査の総合評定値通知書に台数が記載されているもの）
- A－② 建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち「A－①」以外のもの
- B 建設業の用に供する船舶（独航機能を有するものも含む。）

■添付書類

〔機械の保有状況とリース契約の機械に係る申出書〕

記載した建設機械について保有状況等を「様式第4号 建設機械保有状況一覧表（入札参加資格審査申請用）」に記載し添付してください。また、記載した機械のうちリース期間が審査基準日から1年7カ月以上の使用期間に満たない建設機械については「様式第5号 建設機械のリース契約に関する申出書（入札参加資格審査申請用）」を添付してください。

様式第4号の記入にあたっては、まず、A－①を記入し、A－①が10台未満の場合は、A－②及びBを合計台数が10台になるまで記入してください。（A－①については、「経営事項審査結果通知書掲載の有無」欄の「有」を○で囲んでください。）「名称」欄には、建設機械抵当法施行令別表の「名称」のうち、該当するもの（船舶の場合は一般的な名称）を記入してください。

〔機械の保有状況等に係る確認書類〕

A－①

添付書類は不要

A－②及びB

保有状況等を証明する書面として、固定（減価償却）資産台帳の写しに加え、次の書面を添付してください。

〔建設機械（購入の場合）〕

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書等のいずれか

〔建設機械（リースの場合）〕

リース契約書等

〔船 舶〕

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれか

※なお、リースアップ後の機械等で財務諸表への計上がないもの、規格や能力が不明なものなどについては、追加資料（カタログや仕様書、写真等含む）を求める場合があります。また、法定の検査を受けていないなど稼働させることが違法な機械については評価対象とはなりません。

23の欄

- (1) 「(1) 障害者雇用義務の有無」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定により障害者を雇用する義務の有無について、令和8年6月1日現在の状況を記入してください。
建設業の場合は、常用雇用労働者数が概ね37.5名以上の場合に法定雇用義務があり（短時間労働者がいる場合や業種により異なる）、毎年6月1日時点の雇用状況を「障害者雇用状況報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要があります。法定雇用義務の有無について不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。
- (2) 「(2) 障害者法定雇用義務がある者の法定雇用義務達成状況」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「有」を○で囲んだ者のみ記入してください。
法定雇用義務達成の達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和8年6月1日現在）において、「B 雇用の状況」の「⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人である場合です。
- (3) 「(3) 障害者の雇用の有無」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「無」を○で囲んだ者のみ記入してください。
- (4) 「(4) 雇用障害者情報」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号、障害等級又は障害区分を記入してください。（氏名の記入の必要はありません。）
※手帳を所持している場合には、いずれか1つの手帳について記載してください。

■添付書類

- ア 記入した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- イ 法定雇用義務を有する者については、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和8年6月1日現在）の写し
（電子申請については申請画面の印刷）

24の欄

上島町に建設工事入札参加資格審査申請書を提出又は提出を予定している系列の企業（親・子会社）の有無について、該当するものに○を入れてください。「有」の場合、(1) 又は (2) に記入し、申請者の役員のうち、(1) 又は (2) に記入した企業の役員を兼任している場合は (3) に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。

25の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書において申請した事業年度の年間平均完成工事高を工事種類別、発注者別に記入してください。なお、業種ごとの合計額は、総合評定値通知書の各業種の年間平均完成工事高と一致させてください。

26の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書において申請した事業年度の完成工事高を工事種類別、発注者別に記入してください。なお、経営事項審査で選択した2年平均もしくは3年平均にあわせ記入してください。

27の欄

添付する経営事項審査の総合評価値通知書に計上されている

- ・建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者
- ・建設業法施行令第29条に該当する者（監理技術者補佐）
- ・建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（登録基幹技能者講習）

について記入してください。

- （1）「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。
- （2）「経験年月数」欄は、現所属の在職期間だけではなく、技術者としての総経験年数を記入してください。
- （3）「最終学校・学科名（卒業年月日）」欄は、建設業法第7条第2号イに該当する者のみ記入し、他の者については記入不要です。
- （4）「有資格区分コード」欄及び「講習受講」欄については、経営事項審査の技術職員名簿（建設業法施行規則別紙様式第25号の14別紙2）に使用するコード（有資格区分コードは、建設業法施行規則別表（4）及び別表（5）に該当するもの。なお、能力評価基準によるレベル3技能者は「703」、レベル4技能者は「704」。講習受講は、受講の場合は「1」、それ以外は「2」）を記入してください。

（附則第4条該当のコードは使用しないでください（例：11A））

- （5）有資格区分コード「001」、「002」、「003」、「004」、「005」、「064」、「073」、「074」又は「099」の記入がある実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル3（4）技能者については、担当している業種を2つ以内を選び、「業種コード」欄に該当する業種コードを記入してください。なお、業種コードは、技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するものを記入してください。（上記実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル3（4）技能者以外の有資格者については、業種コードの記入は不要です。）
- （6）「解体工事」欄については、令和3年6月30日に技術者要件に関する経過措置が終了していることから、11の欄「発注を希望する業種」で「解体」を選択している場合に、申請時点の保有する資格の状況（資格取得年、実務経験、登録解体工事講習の修了など）を確認のうえ、解体工事の技術者となり得る要件を満たす場合は「1」を記入してください。

※解体工事の入札参加資格審査を申請しない場合や、技術者となり得る要件を満たさない場合は、空欄にしてください。

- （7）技術職員の保有する資格の数が4つ以下のときは、次のように記入し、

	氏名	年 齢	雇 用 年 月 日	経 験 年 月 数	最 終 学 校 ・ 学 科 名	業 種 コ ー ド	有 資 格 区 分 講習受 講				業 種 コ ー ド	有 資 格 区 分 講習受 講				業 種 コ ー ド	
		(生 年 月 日)			(卒 業 年 月 日)		1	2	3	4		5	6	7	8		
1	愛媛 太郎	42 (S55.1.1)	H17.4.1	15 年 10 月	愛媛大学工学部 土木工学科 (H17.3.31)	1	0	0	0	5	2	0	3	0	6	4	2

保有する資格の数が5つ以上のときは、次のように記入してください。

	氏名	年齢	雇用年月日	経験年月数	最終学校・学科名	業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事	業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事					
		(生年月日)			(卒業年月日)													
1	愛媛太郎	42 (S55.1.1)	H17.4.1	15年10月	愛媛大学工学部 土木工学科 (H17.3.31)	1	0	0	0	5	2	0	3	0	6	4	2	1
2		()		年 月	()		1	7	3	2			1	5	0	2		

なお、欄が不足する場合は、この様式をコピーして記入することになりますが、1人の技術職員について有資格区分コードが2頁にわたらないように記入してください。

※技術職員の保有する資格について、もれなく記入してください。

- (8) 「CPDS取得単位数」欄は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が実施している継続学習制度の取得単位数を記入してください。
※専門工事業種に係る技術職員についても、取得単位がある場合には記入してください。
- (9) 「建築CPD取得単位数」欄は、(公社)愛媛県建築士会((公社)日本建築士会連合会)が実施している建築士会継続能力開発(CPD)制度の取得単位数を記入してください。
※専門工事業種に係る技術職員についても、取得単位がある場合には記入してください。
- (10) 「マスター該当(担当業種)」欄は、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター)について、担当業種を記入してください。
- (11) 「若年」及び「女性」欄は、当該技術職員が、若年者(申請日時点において満35歳未満の者)又は女性に該当し、かつ申請日時点に在職している場合に、「○」を記入してください。(代表者、役員、出向者及び派遣労働者を除く)

■添付書類

記入した技術職員について、次により資格を証明する書類を添付してください。

[資格]

ア 資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し

イ 実務経験の場合は、履歴書等

ウ CPDS取得単位数

(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書の写し(証明書の証明日が、添付する経営事項審査の総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去1年以内のもの)

エ 建築CPD取得単位数

(公社)愛媛県建築士会((公社)日本建築士会連合会)が発行する建築士会継続能力開発(CPD)実績証明書の写し(証明書の証明日が、添付する経営事項審査の総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去1年以内のもの)

オ 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター) 表彰状の写し

カ (監理技術者補佐の場合)ア及び建設工事の種類に応じて定められた検定種目にかかる1級の第一次検定の合格を証明する書面の写し

28の欄

申請日における満35歳未満の技術関係職員について記入してください。申請者に直接雇用されている常用雇用労働者（申請日以前に3カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者及び派遣労働者を記載することはできません。該当ない場合は、空欄としてください。

なお、27の欄に記載されている者については、記入不要です。27の欄の「若年」欄に「○」が付されている人数と本欄に記載される人数の合計が10人になるまで記入してください。

(1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。

(2) 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を記入してください。

■添付書類

〔在籍状況〕

記入した技術関係職員のうち、審査基準日後に雇用された者については、次により在籍状況を証明する書類を添付してください。

- ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写しのいずれか
- イ 社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

〔資格等〕

記入した技術関係職員について、技術職であることを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

- ア 別表に掲げる労働安全衛生法関係資格に係る免許証又は技能講習修了証の写し
- イ 建設業退職金共済手帳の写し（共済証紙が貼付されているもの）
- ウ 労働基準法第107条（労働基準法施行規則第53条）の規定に基づく労働者名簿の写し
- エ 個別の請負工事において作成される作業員名簿の写し（直近1年以内に作成されたもの）
- オ 出勤簿（出面表）及び賃金台帳の写し（直近3カ月分）
- カ 主任技術者・監理技術者となり得る資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し（実務経験の場合は、履歴書等）
- キ （一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書の写し又は（公社）愛媛県建築士会（（公社）日本建築士会連合会）が発行する建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書の写し

29の欄

申請日における女性の技術関係職員について記入してください。申請者に直接雇用されている常用雇用労働者（申請日以前に3カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者及び派遣労働者を記載することはできません。該当ない場合は、空欄としてください。

なお、27の欄に記載されている者については、記入不要です。27の欄の「女性」欄に「○」が付されている人数と本欄に記載される人数の合計が5人になるまで記入してください。

(1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。

(2) 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を記入してください。

■添付書類

上記「28の欄」に記載されている添付書類と同様です。

30の欄

令和3年度～令和7年度の5年間に次の表彰受賞歴がある場合に、その表彰名と受賞年月日を記入してください。また、①～⑤の表彰については、表彰対象となった工事の業種及び工事名についても記入してください。

①愛媛県優良建設工事知事表彰

②四国地方整備局優良工事表彰

③四国地方整備局安全工事表彰

④四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰

⑤四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰

※④⑤における「各事務所・管理所」は次のとおり。松山河川国道事務所、

大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、

肱川ダム統合管理事務所及び松山港湾・空港整備事務所

⑥建設業退職金共済制度普及協力者表彰

（（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰）

⑦雇用改善優良事業所表彰

（厚生労働大臣、知事又は（一社）愛媛県建設業協会会長表彰）

⑧安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰

⑨障害者雇用優良事業所表彰

（厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰）

⑩上島町優良建設工事町長表彰

■添付書類

該当する場合は、表彰状の写しを添付してください。

3 1の欄

「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」は、令和6年11月1日から令和8年10月31日までに受けた建設工事に係る建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）及び入札参加資格停止措置（上島町長が行った措置に限る。）の状況を記入し、該当がない場合は「該当なし」と記入してください。建設業法に基づく監督処分については、国土交通省や他都道府県など上島町以外の処分を含むものとします。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

3 2の欄

金融機関名は支店名まで記入し、普通預金、当座預金のうち該当するものを○で囲んでください。

3 3の欄

「使用印」欄は入札契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

委任状

委任状は任意様式でも可、ただし、下記の事項については、必ず記載すること

- ・受任先の郵便番号及び住所
- ・受任先の商号又は名称
- ・受任者の役職及び氏名
- ※氏名には必ずフリガナを記載すること。
- ・受任先の電話番号及びFAX番号

Ⅲ 申請に関するその他のことについて

1 留意事項

- （1） 申請書類及びその添付書類に虚偽の記載をしたものは、資格の承認をしない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に町税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで入札（見積）参加の対象にならないことがあります。
- （2） 窓口での書類審査は行いませんので、申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡いたしますので、指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録できないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。
- （3） 提出書類の一部は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、本町は、「有資格者名簿等」を公表しております。

Ⅳ 申請内容の変更及び事業の廃止届について

1 変更届及び廃止届の提出時期

申請書提出後、令和11年(2029年)3月までの間において、次の「2 変更届が必要な変更事項」について変更が生じた場合は又は事業の一部若しくは事業の全部を廃止する場合は、入札参加資格等審査申請書変更届を変更後（廃止）後速やかに提出してください。

2 変更届が必要な変更事項

変更届は次の事項に変更が生じた場合、提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
- (2) 受任者の商号又は名称
- (3) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (4) 受任者の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (5) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (6) 受任者の役職、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (7) 「競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑」
- (8) 競争入札に参加を希望する許可等
- (9) 営業に必要な許可、認可等
- (10) 誓約・確認書又
- (11) 新たに上島町に住む従業員を雇用した場合上島町が発行している町県民税特別徴収額の決定通知書

3 変更届に必要な書類

変更内容により、**競争入札参加資格審査変更届以外**に、それぞれ次のような書類を提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
 - 会社又は法人の登記事項証明書
 - 印鑑証明書
 - 委任状（受任者がいる場合）
- (2) 受任者の商号又は名称
 - 委任状
- (3) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
 - 会社又は法人の登記事項証明書
 - 委任状
- (4) 受任者の所在地又は電話番号及びFAX番号
 - 委任状
- (5) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）
 - 会社又は法人の登記事項証明書
 - 印鑑証明書
 - 委任状（受任者がいる場合）
- (6) 受任者の役職、氏名又は印鑑（法人の場合）
 - 委任状
- (7) 営業に必要な許可、認可等
 - 営業許可に必要な許可、認可等を得たことを証する書類

別表（項番 27 関係）

○労働安全衛生法に基づく免許試験

衛生管理者免許試験	高圧室内作業主任者免許試験
ガス溶接作業主任者免許試験	林業架線作業主任者免許試験
発破技士免許試験	クレーン・デリック運転士免許試験
移動式クレーン運転士免許試験	潜水土免許試験

○労働安全衛生法に基づく技能講習

コンクリート破砕器作業主任者技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	鋼橋架設等作業主任者技能講習
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
有機溶剤作業主任者技能講習	石綿作業主任者技能講習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
ガス溶接技能講習	フォークリフト運転技能講習
ショベルローダー等運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用、解体用、基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習
玉掛け技能講習	

○建設機械抵当法施行令（抜粋） 別表〔第一条・第一三条〕

種 類	名 称	範 囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリュース式でないもの
	アースオーガー	
	地下連続壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの
	機関車	
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの
	ウインチ	二二キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿（さく）岩機を支持するアームが二本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ずり積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの
	タイヤローラー	
	振動ローラー	自走式のものにあっては自重が八トン以上のもの、被牽（けん）引式のものにあっては自重が二トン以上のもの
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	選別機	トロンメル、パイプレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシュヤー	ドラムウォッシュヤー又はスクリュースウォッシュヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの
	コンクリートブレイサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーパー	装軌式のもの
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパースしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの
	砕岩船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレーン船	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの
	作業台船	
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの